

洪水の爲本殿流失して社地全く河床となつた爲に、其の後川上新町に社殿を造營した。

フチダナノフチ 藤棚の藤 金澤藤棚白山神社舊社地前に在つた。堀麥水の三州奇談に、『犀川の上覺源寺の門を過ぎて向うに藤の花多く咲く宮あり。』とある。三州奇談は明和・安永頃の筆記であるから、當時はまだ藤棚の地名がなかつたと見える。

フチタニガハ 藤谷川 鹿島郡高島・福田入合領の澤谷から流出し、福田領で久江川に落合ふ。流程三〇〇米許。

フチタニネンキ 藤谷然喜 金澤眞宗東派安樂寺の住職。開悟院講師に學んで寮司に進み、存命中超證院の號を賜はり、明治三十一年八月十二日八十一歳を以て寂した。

フチタニホウジヨウ 藤谷法城 金澤眞宗東派安樂寺の住持。楠潛龍に學んで寮司に進み、大正元年十二月二十日六十九歳を以て寂。法諡然昇院。

フチタニリヨウキヨウ 藤溪了譽 金澤眞宗東派林函寺の住持。高倉學寮に學びて寮司に進み、明治七年八月二十四日五十六歳を以て寂。法諡圓通院。

フチタホク 藤田穆 字は清郷。逸齋又は菊濱漁者と號した。晩年日々麥一合酒半合を喫して酒麥老人といひ、又『のみしらみ蚊にせめられて一泊り』の句を得て一泊老人ともいうた。もと豪商の子であつたが、書道を好んで長井葵園に遊び、一日千字を習ふこと三年に及んだ。又嘗て毎日韻を逐うて詩を作り、終つてまた初め、篆刻も亦之を善くした。明治維新前後の人。

フチタヤスカツ 藤田安勝 通稱三十郎、

平兵衛・内藏允。八郎兵衛安致の二男。承應三年安勝十五歳の時前田利常に仕へて奥小將となり、十七歳の時四百石を賜はり、明暦二年父の歿後其の祿百石を割いて加へ、萬治元年又百石を増し、寛文元年中小將に遷り、九年配膳取次役を兼ね、翌年百五十石を増し、延寶三年歩頭に進み、中小將番頭・配膳取次役を兼ね、五年二百五十石、七年五百石を加へ、天和二年大小將頭、貞享三年馬廻頭に轉じ、元祿六年飛騨高山城に屯成し、十六年定番頭に進み、寶永六年世子前田吉徳の傳となり、人持組に列して五百石を加へ、累計二千石を受けた。享保七年退老して意樂と號し、九年十一月八日歿。年八十五。著書に微妙公直言覺書がある。

フチタヤスサダ 藤田安貞 通稱牛之助・隼正兵衛。求馬。恭安の養子。延享三年遺知二千石を襲ぐ。奏者番・石動等支配を経て、安永四年御算用場奉行に任ぜられたが、天明五年指除き、閉門を命ぜられ、七年御免、次いで魚津在任・公事場奉行・前田齊廣御附に歴任し、享和元年致仕して閑翁と號し、本高の内五百石を隠居料とした。文政元年歿。

フチタヤスミ 藤田安處 通稱隼正・五郎。求馬・平兵衛。享和元年父求馬安貞致仕の

後千石を襲ぎ、奏者番・魚津在任・公事場奉行に歴任し、文政元年父の致仕俵五百石を加へ、前田齊泰付御近習御用を経て、十一年若年寄に進み、天保五年致仕して意樂(安勝と同名)と號し、料七百石を受け、同年歿した。

フチタヤスツク 藤田安次 通稱八郎兵衛。父十左衛門は播州三木籠城に加つた人である。八郎兵衛は初め木村常陸介に仕へ、常陸介の亡後牢浪し、文祿四年前田利家に召出されて四百石を受け、足輕頭となり、大聖寺の役及び大坂兩陣に従ひ、祿途に千二百石に至り、元和八年歿した。子孫藩に世襲する。

フチタヤステル 藤田安輝 通稱八郎兵衛。明暦二年父八郎兵衛安致の遺知の中六百石を襲ぎ、後百石を加へ、御歩頭・新番頭に歴任し、貞享四年四月廿七日歿した。齡四十九。

フジタヤスノリ 藤田安次 通稱内膳八郎兵衛。父は八郎兵衛安次。元和八年父の歿後七百石を受け、寛永八年大小將組に屬し、慶安三年前田綱紀の御抱守を勤めた。明暦二年江戸に於いて歿。齡四十七。

フチヅカ 藤塚 石川郡本吉の舊名。源平盛衰記に、『源氏は安宅、湊よりおちて、今湊・藤塚・小河濱・倉部・雙河打過て、大野庄に陣をとる。』加越關詳記享祿四年朝倉宗滴の加賀から歸陣した條に、『藤塚の二木・出口の齋藤・安宅の今井藤右衛門已下二千餘人、大將に相從て來りける。』など、見える。

フチヅカサンノウジンジャ 藤塚山王神社 石川郡本吉(今美川)に鎮座し、式内等舊社記に、『藤塚山王神社。蟻屋庄藤塚鎮座。舊社也。』とある。初めは山王權現といひ、別當元吉寺之に奉仕したが、明治の後日吉神社と改めた。

フチツヒコジンジャ 藤津比古神社 羽咋郡藤瀬に鎮座する。式内等舊社記に、『藤津比古神社。式内一座。鉦打熊野社相殿鎮座。舊傳云。往古以來八町山奥雲見山鎮座之處。中古鉦打熊野社爲相殿。雲見山鉦打山之舊名也。』とあり、而して鉦打熊野神社に關しては、『鉦打熊野神社。鉦打郷藤瀬村鎮座。鉦打郷九箇村之惣社也。今稱熊野權現。或云新宮。』とするが、今は藤津比古神社のみになつて居る。その新宮といふのは、紀伊の熊野權現の新宮を勧請した爲であらうと加賀志微には言うてある。

フチナミ 藤波 鳳至郡諸橋郷に屬する部落。文應二年の諸橋六郷田數目録に、『宇出津と藤並の境は、上ハタウノワノ脇、下は船カクシの森共に。』同年七月諸橋本郷稻荷宮神社注文に、『一貫文、五月朔日御神事藤並より參。』など、古くは藤並と書いてある。能登名跡志には、『宇出津より波並に行く間に藤波村あり。一里の間に所々に別れてある村也。云云。武左衛門といふ山廻役の古き百姓あり。』と記する。

フチナミノタルマツリ 藤波の禰祭 ↓オホミヤジンジャ 大宮神社。

フチニントラムラ 扶持人十村 御扶持人十村は、扶持として田地若干を給せられる十村役をいひ、扶持を有せざる平十村に對する名稱であり、數十村を組下として管轄することとは兩者共に同一であつた。御扶持人十村は單に御扶持人とも稱した。故に御扶持人十村と書いて御扶持人十村及び平十村の意である

フチツヒコジンジャ 藤津比古神社 羽咋郡藤瀬に鎮座する。式内等舊社記に、『藤津比古神社。式内一座。鉦打熊野社相殿鎮座。舊傳云。往古以來八町山奥雲見山鎮座之處。中古鉦打熊野社爲相殿。雲見山鉦打山之舊名也。』とあり、而して鉦打熊野神社に關しては、『鉦打熊野神社。鉦打郷藤瀬村鎮座。鉦打郷九箇村之惣社也。今稱熊野權現。或云新宮。』とするが、今は藤津比古神社のみになつて居る。その新宮といふのは、紀伊の熊野權現の新宮を勧請した爲であらうと加賀志微には言うてある。

フチナミ 藤波 鳳至郡諸橋郷に屬する部落。文應二年の諸橋六郷田數目録に、『宇出津と藤並の境は、上ハタウノワノ脇、下は船カクシの森共に。』同年七月諸橋本郷稻荷宮神社注文に、『一貫文、五月朔日御神事藤並より參。』など、古くは藤並と書いてある。能登名跡志には、『宇出津より波並に行く間に藤波村あり。一里の間に所々に別れてある村也。云云。武左衛門といふ山廻役の古き百姓あり。』と記する。

フチナミノタルマツリ 藤波の禰祭 ↓オホミヤジンジャ 大宮神社。

フチニントラムラ 扶持人十村 御扶持人十村は、扶持として田地若干を給せられる十村役をいひ、扶持を有せざる平十村に對する名稱であり、數十村を組下として管轄することとは兩者共に同一であつた。御扶持人十村は單に御扶持人とも稱した。故に御扶持人十村と書いて御扶持人十村及び平十村の意である

フチツヒコジンジャ 藤津比古神社 羽咋郡藤瀬に鎮座する。式内等舊社記に、『藤津比古神社。式内一座。鉦打熊野社相殿鎮座。舊傳云。往古以來八町山奥雲見山鎮座之處。中古鉦打熊野社爲相殿。雲見山鉦打山之舊名也。』とあり、而して鉦打熊野神社に關しては、『鉦打熊野神社。鉦打郷藤瀬村鎮座。鉦打郷九箇村之惣社也。今稱熊野權現。或云新宮。』とするが、今は藤津比古神社のみになつて居る。その新宮といふのは、紀伊の熊野權現の新宮を勧請した爲であらうと加賀志微には言うてある。